

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第152回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の課題は3つです。

議題1、「厚生労働省（特別給付金・特別弔慰金に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。また、5年経過前には再実施するよう努めることとされています。

今般、議題1については、厚生労働大臣から、令和2年9月14日付厚生労働省発社援0914第1号にて、議題2については、3件ございますけれども、産業機械健康保険組合から令和2年9月14日付産機健発第157号にて、次に、東京都情報サービス産業健康保険組合から令和2年9月11日付東情健発第159号にて、最後に、関東ITソフトウェア健康保険組合から令和2年9月15日付2関ソフト健発第5227号にて、当委員会に対し全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について、事務局より概要を御説明いたします。いずれも再実施に当たります。

議題1の、厚生労働大臣が実施する「特別給付金・特別弔慰金に関する事務」及び議題2の産業機械健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合、関東ITソフトウェア健康保険組合の3組合がそれぞれ実施する「適用、給付及び徴収関係事務」につきましては、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を御説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、厚生労働大臣が実施する「特別給付金・特別弔慰金に関する事務」の全項目評価書について御説明いたします。

資料1-1に基づいて全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

まず、資料1-1の3ページ目に「②事務の内容」という欄がございますが、こちらに事務の内容が記載されております。当該事務では、令和2年3月末までは各種特別給付金・特別弔慰金の請求者に個人番号の提出を求めておりましたが、規則等の改正により、それ以降は個人番号の提出を求めておりません。そのため、現在は厚生労働省がそれまでに入手した特定個人情報ファイルに係るバックアップデータの保管、管理及び消去のみを行っております。今回、評価の再実施で、特定個人情報ファイルの保管、管理及び消去に係るリスク対策等の記載を変更しております。

変更内容として、まず、14ページ上段の「①保管場所」の欄に、これまで取得した個人番号のデータについては、援護システムのサーバー上に保管され、通常においては閲覧できない状態にしていること、当該データへのアクセスは、委託先事業所内で管理端末を設置している区域に限定していること等を明記しております。

次に、同ページの下段「③消去方法」の欄に、援護システムのサーバー上に保管している特定個人情報ファイルの消去が必要な場合は、委託先事業者に依頼して当該情報を消去すること、消去時は厚生労働省担当職員が立会いを行い、作業画面において実際のデータ消去の確認をすること等を明記しております。

評価書の概要説明は以上になります。

続きまして、評価書の指針の適合性・妥当性について、資料1-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうか、御審議願います。

まず、表紙の次が目次になりますけれども、1ページから6ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、また、7ページから14ページまでの「特定個人情報ファイル（弔慰金等データファイル）」の各項目では、保管・消去等の特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているかといった観点から審査を行っております。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次に、「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策の審査」については、15ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番にて、令和2年3月までに入手した特定個人情報ファイルの保管等を行うことに際し、その保管及び消去に係るリスク対策について具体的に記載されているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、16ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として2点記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、同じ16ページの下段、【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。（1）として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。（2）として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。（3）として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。（4）として、情

報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認いただきましたら、厚生労働省に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「特別給付金・特別弔慰金に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局におかれては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「産業機械健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、産業機械健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合、関東ITソフトウェア健康保険組合の3組合の評価書の概要について御説明いたします。

今回、評価書の再実施に当たりまして、3組合ともに特定個人情報ファイルを取り扱う事務、変更が生じる事務、事務の変更に伴い新たに追加したリスク対策について、同じ内容となっておりますので、産業機械健康保険組合を例に御説明させていただきます。

それでは、資料の2-1に基づきまして、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

まず、特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、7ページから9ページの「(別添1)事務の内容」に記載されておまして、適用事務、給付事務、徴収事務の3つが評価対象になります。今回、変更が生じる事務は適用事務です。

今回の評価の再実施で、特定個人情報を含む届出書の入手方法が新たに追加されております。具体的には、従来、組合は事業主から紙又は電子記録媒体にて被保険者の資格等の届出書を入手しておりましたが、事業主が電子申請した届出書について、マイナポータルを介してレセオン端末を用いて入手すること、その後フラッシュメモリを用いて入手した届出書をレセオン端末から基幹システムに登録すること等が新たに追加されております。

事務の変更に伴い、新たに追加したリスク対策の主な内容としては、まず、マイナポータルと組合間の通信における措置として、評価書の24ページの下段「リスク4：入手の際

に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク」の欄に通信内容の秘匿化や盗聴防止の対応をすることが記載されております。

また、電子申請された届出書を受け付けるレセオン端末の措置として、評価書の29ページ「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄に、処理を行うのはアクセス権限を付与された必要最小限の職員に限定すること、管理簿とログの突合等、定期的な操作ログのチェックをすること等が記載されております。

更に電子申請によりレセオン端末が受け付けた届出書を、基幹システムへ登録する際に用いられるフラッシュメモリの措置について、同じく29ページの「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄にて、フラッシュメモリの使用の際に、事前に管理者の承認を得て、システム管理責任者がパスワード設定した媒体を使用し管理簿に記載すること等が記載されております。

評価書の概要説明については以上になります。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を御説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかを御審議願います。

審査表におきましても、3組合は概要説明と同様に同じ内容となっておりますので、資料2-2に基づきまして産業機械康保険組合を例に御説明させていただきます。

まず、表紙の次が同様に目次でございますけれども、1ページから3ページまでの全体的な事項では評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル（健康保険基幹情報ファイル）」の各項目には、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査を行っております。

事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策の審査」につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、事業所から電子申請された届出書をレセオン端末で受け取り、フラッシュメモリを用いて基幹システムに登録すること等に係るリスク対策を具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の【総評】を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。

審査記載事項の案といたしまして、4点記載しております。(1)として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。(3)として、組織的及び人的安全管理措置について実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

東京都情報サービス産業健康保険組合、関東ITソフトウェア健康保険組合も同様の記載になっておりますので、説明は省略させていただきます。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、こちらにつきましても、本日の委員会で御承認をいただきましたら、3組合に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 評価書の内容については、3組合とも、説明があったように、資料のとおりでよろしいと思えますが、電子申請の実施に伴うリスク対策に関して、3組合に留意していただきたい点について、一言申し上げたいと思えます。

評価書の記載によると、電子申請による届出書の受付後、フラッシュメモリを利用して基幹システムへデータを登録する等、人手を介した作業が行われることになっています。フラッシュメモリの取扱いに際しては、人為的ミスが生じないように、評価書に記載されているとおりのリスク対策を確実に実行するように努めていただきたいと思えます。

さらに、安全性の向上及び効率化の観点から、フラッシュメモリを利用せずに、ネットワークを利用した仕組みを将来的には検討する等、より効果的な特定個人情報の安全管理体制の整備に継続的に取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

他にないようですので、本評価書を承認することにいたしますが、よろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、「産業機械保険健康組合、東京都情報サービス産業健康保険組合及び関東ITソフトウェア健康保険組合における、適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局におかれまして、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について」、事務局から説

明をお願いいたします。

○事務局 「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について」、御説明をいたします。

資料3を御覧ください。

まず、資料中、大項目1に記載のとおり、番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関と情報連携を行うことが可能であるとされております。

また、大項目2のとおり、委員会では地方公共団体の運営に資するため、これまで「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」について36の事例を公表してまいりました。

大項目3が今回お諮りする事項でございます。こちらに掲げる、「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業」の実施に関する事務につきまして、今般、番号法別表第2主務省令の改正により、これまで独自利用事務の情報連携の対象としてきた事務の一部が法定事務へと移行することを受けまして「（法定事務に係るものを除く）」という記載を追記する形で事例の名称を変更したいと考えております。

大項目4のとおり、今回の変更に係る情報提供ネットワークシステムへの反映時期は、令和3年6月を見込んでおります。

別添1に変更の案文を、別添2に変更後の事例の一覧をそれぞれ掲げてございます。

御説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

よろしいでしょうか。

本件につきましては、独自利用事務の情報連携が一層活用されるよう、引き続き地方公共団体と連携して取り組んでいきたいと思っております。

それでは、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更」について提案のとおり決定し、公表することとしますが、よろしいでしょうか。

では、そのように決定し、公表することといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。